

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和4年 6月27日

札幌市長 様

提出者

住所 札幌市中央区南3条西10丁目1001番地5

福山南三条ビル8階

氏名 地崎道路株式会社北海道支店

取締役支店長 高橋 勝之

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 011-231-2702

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	地崎道路株式会社北海道支店 千歳営業所
事業場の所在地	札幌市中央区南3条西10丁目1001番地5 福山南三条ビル8階
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	0631 舗装工事業・0621 土木工事業
② 事業の規模	令和2年度完工高 36億円 資本金 3億5千万円
③ 従業員数	80名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	工事現場→自社運搬→産業廃棄物業者へ委託→再資源化・最終処分 工事現場→収集運搬会社→産業廃棄物業者へ委託→再資源化・最終処分

(日本工業規格 A列4番)



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図)		
千歳営業所 → 北海道支店 (安全環境部)		
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
① 現状	【前年度 (令和3年度) 実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	排出量	33.64 t
	(これまでに実施した取組)	
・工法改善による産業廃棄物排出の抑制や再利用の促進に努める。		
② 計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	排出量	1,100.0 t
	(今後実施する予定の取組)	
産業廃棄物の分別に関する事項		
① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・アスファルト塊 ・コンクリート塊 (無筋・有筋) ・廃プラスチック ・建設汚泥 ・建設系混合廃棄物 ・木くず ・一般廃油 ・その他かれき類 ・金属くず ・現場で発生した産業廃棄物を収集分別し、処理業者へ委託する。	
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 他の産業廃棄物と混載しないよう確実に分別の徹底を行う。	

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	—	—
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	—	—
(これまでに実施した取組)			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	—	—
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	—	—
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	全処理委託量	33.64 t	—
	優良認定処理業者への処理委託量	—	—
	再生利用業者への処理委託量	33.64t	—
	認定熱回収業者への処理委託量	—	—
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	—	—
	(これまでに実施した取組)		

(第5面)

② 計画	【目標】 令和4年度		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	全処理委託量	1,100.0 t	—
	優良認定処理業者への 処理委託量	—	—
	再生利用業者への 処理委託量	1,100.0 t	—
	認定熱回収業者への 処理委託量	—	—
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	—	—
(今後実施する予定の取組)			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請け完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模がわかるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによる減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項のすべてを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物管理票交付等状況報告書(令和3年度)

令和4年6月27日

札幌市長様

報告者

住所 札幌市中央区南3条西10丁目1001番地5福山南三条ビル8階

氏名 地崎道路株式会社北海道支店 取締役支店長 高橋 勝之
(法人にあっては本店・支店所在地、名称及び代表者の役職並びに氏名)
電話番号 011-231-2701

担当者 榎崎 盛正 所属 安全環境部 連絡先TEL 011-231-2701

令和3年度の産業廃棄物管理票に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和3年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		地崎道路株式会社北海道支店		業種		0631 舗装工事業			
事業場の所在地		札幌市中央区南3条西1丁目1001番地5 福山南3条ビル8階		電話番号		011-231-2701			
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	アスファルト塊	10.17	5	-	自社	札幌市西区発寒16条12丁目1020-197	120006048	世紀東急工業(株) 札幌西アスコン	
2	コンクリート塊	4.47	3	-	自社	札幌市南区石山230	5120040231	小橋北豊(株)	
3	アスファルト塊	9.56	5	-	自社	石狩市新港中央2丁目	1200126616	鹿島道路(株)石狩アスコン	
4	コンクリート塊	0.71	2	-	自社	石狩市新港中央2丁目	1200126616	鹿島道路(株)石狩アスコン	
5	アスファルト塊	4.00	1	-	自社	札幌市西区福井495	5120001900	大成ロテック(株) 札幌中央アスコン	

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめて提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。
- 排出量の単位を体積、容積、個数、台数等でマニフェストを交付した場合は、別紙の換算表により、重量に換算し記載すること。
- 中間処理業者は、1次マニフェストの分と2次マニフェストの分を分けて報告書を作成すること。

番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬先の住所	運搬先の住所	処分受託者の氏名又は名称	処分受託者の許可番号	処分場所の住所
1	アスファルト塊	4.73	3	-	札幌市豊平区西岡521	札幌市豊平区西岡521	道路工業㈱ 札幌合材事業所 ライフアップアスコン	05120017984	
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									

備考

- 1 この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 2 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 3 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 4 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 5 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。
- 6 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 7 区間を区切って運搬を委託した場合は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。
- 8 排出量の単位を体積、容積、個数、台数等でマニフェストを交付した場合は、別紙の換算表により、重量に換算し記載すること。
- 9 中間処理業者は、1次マニフェストの分と2次マニフェストの分を分けて報告書を作成すること。